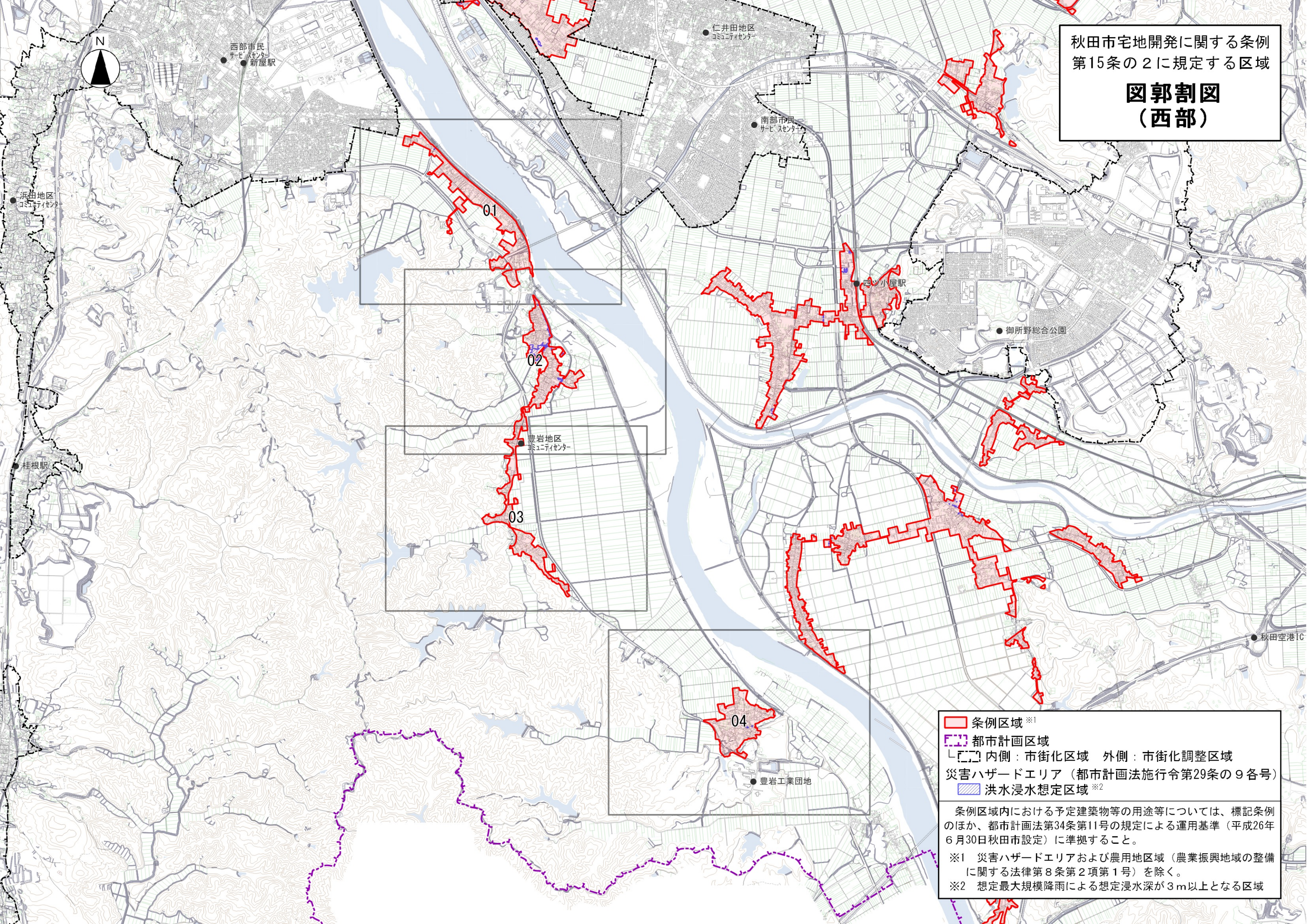


秋田市宅地開発に関する条例  
 第15条の2に規定する区域  
**図郭割図  
 (西部)**



浜田地区  
コミュニティセンター

桂根駅

西部市民  
サービスセンター  
新屋駅

仁井田地区  
コミュニティセンター

南部市民  
サービスセンター

四ツ小屋駅

御所野総合公園

01

02

03

04

豊岩地区  
コミュニティセンター

豊岩工業団地

秋田空港IC

条例区域※1  
 都市計画区域  
 内側：市街化区域 外側：市街化調整区域  
 災害ハザードエリア（都市計画法施行令第29条の9各号）  
 洪水浸水想定区域※2

条例区域内における予定建築物等の用途等については、標記条例のほか、都市計画法第34条第11号の規定による運用基準（平成26年6月30日秋田市設定）に準拠すること。  
 ※1 災害ハザードエリアおよび農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号）を除く。  
 ※2 想定最大規模降雨による想定浸水深が3m以上となる区域